

## 第 29 回 飯豊町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年 11 月 25 日 (月) 午前 9 時 30 分開議
2. 開催場所 飯豊町役場 大会議室
3. 出席委員 (9 人)

1 番 鈴木 寛幸	2 番 木村 朝子	3 番 須藤 利美
4 番 高橋 幸子	5 番 船山 彰夫	6 番 横澤 謙次
7 番 安部 数幸	8 番	9 番 朝倉隆一郎
10 番 井上 禎夫		
4. 欠席委員 8 番 伊藤 悟
5. 農業委員会事務局員 山口努事務局長 大谷部良明局長補佐 佐藤克宣主事
6. 議事日程

- |       |          |                               |
|-------|----------|-------------------------------|
| 日程第 1 |          | 会議録署名委員の指名について                |
| 日程第 2 |          | 会期の決定について                     |
| 日程第 3 | 報告第 73 号 | 非農地証明願いについて                   |
| 日程第 4 | 報告第 74 号 | 農地法第 18 条の規定による報告について         |
| 日程第 5 | 報告第 75 号 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
| 日程第 6 | 議案第 82 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について        |
| 日程第 7 | 議案第 83 号 | 飯豊町農用地利用集積計画の承認について           |

議長 ( 会長 井上 禎夫 議長席に着席する。)

今月は、月初めの収穫祭から山形県農業委員大会と、大変忙しい中、出席、ご協力頂きまして本当にありがとうございました。今年も残すところ後1ヶ月となってまいりました。昨日から、ものすごく温かい気温になってきました。一昨日までは寒くてストーブがないと生活が出来なく、昨日はストーブなしで汗をかくような気温の温かさでした。体調管理には十分注意して頂いて、無事令和元年を乗り切って頂きたいと思います。

本日は、あまり議事が少ないようですので、すみやかに進行させて頂きたいと思っておりますので、よろしくご協力お願い致します。

ただ今より第29回飯豊町農業委員会総会を開催します。本日の欠席は、8番伊藤悟委員でございます。定足数に達しておりますので、会期は成立いたします。それでは議事に入ります。日程第1「会議録署名委員の指名について」運営内規第8条の規定により、6番横澤謙次委員、7番安部数幸委員を指名致します。日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが異議ございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、本日1日限りといたします。

それでは日程第3報告第73号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

佐藤主事 私の方から非農地証明について報告させて頂きたいと思っております。

1番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	小白川字滑石 823-4	
	地目地積	畑1筆で 320 m <sup>2</sup>	
2番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	椿字台 1725-4	
	地目地積	畑1筆で 328 m <sup>2</sup>	
3番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	添川字東上代四 38-2	
	地目地積	畑1筆で 72 m <sup>2</sup>	

1番の案件の事由は、昭和60年頃から作業場として建物を建築して使用していましたが、現在は建物解体して更地となっているため、地元農業委員船山彰夫委員と現場確認を行っております。

2 番の案件の事由は、昭和 56 年頃、住宅建築時から全く作付けできず、遊休化しているため、地元農業委員鈴木寛幸委員と現場確認を行っております。

3 番の案件の事由は、昭和 54 年住宅建築時から地目変更しないまま、宅地として利用したためでございます。地元農業委員高橋幸子委員と現場確認を行っております。

以上 3 件につきまして、ご報告致します。

議長 それでは日程 4 報告第 7 4 号「農地法第 1 8 条の規定による報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部補佐 農地法 1 8 条の規定の解約の報告が 9 件ありましたので、報告致します。

1 番	貸 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	萩生字下高野 4601	
	地目地積	田 1 筆で 5,001 m <sup>2</sup>	
2 番	貸 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	萩生字下高野 4601	
	地目地積	田 1 筆で 5,001 m <sup>2</sup>	
3 番	貸 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	添川字日渡 5796 はじめ 5 筆	
	地目地積	田 5 筆で 10,029 m <sup>2</sup>	
4 番	貸 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	添川字北田一 864 はじめ 7 筆	
	地目地積	田 7 筆で 4,189 m <sup>2</sup>	
5 番	貸 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	添川字牛子坂一 3170-69 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 4,873 m <sup>2</sup>	
6 番	貸 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	添川字栗田川原 6150 はじめ 9 筆	
	地目地積	田 9 筆で 23,848 m <sup>2</sup>	
7 番	貸 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇

	申請地	添川字西原 5963 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 5,209 m <sup>2</sup>	
8 番	貸貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字上高野三 2272-3	
	地目地積	田 1 筆で 879 m <sup>2</sup>	
9 番	貸貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字上高野三 2272-11	
	地目地積	田 1 筆で 80 m <sup>2</sup>	

1 番と 2 番の案件は、使用貸借に変更するための解約になります。

3 番の案件は、借受人変更のための解約になりまして、〇〇〇が借受をする予定です。

4 番と 5 番の案件は、中間管理機構に貸付けるための解約になります。

6 番の案件は、〇〇〇が借受ける予定であります。以上、9 件について、ご報告いたします。

議 長

報告でございますので、ご了承ください。

それでは日程第 5 報告第 7 5 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部補佐

農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について説明させていただきます。

1 番	申出者	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	手ノ子字落合一 2183-1	
	地目地積	田 1 筆で 26 m <sup>2</sup>	
2 番	申出者	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	中字台ノ下 2087 はじめ 5 筆	
	地目地積	田 4 筆畑 1 筆で 9,239 m <sup>2</sup>	
3 番	申出者	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	小白川字才頭林二 1090-1 はじめ 17 筆	
	地目地積	田 11 筆畑 6 筆で 27,099.74 m <sup>2</sup>	
4 番	申出者	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	小白川字花地 1837-1 はじめ 25 筆	
	地目地積	田 21 筆畑 4 筆で 29,815.91 m <sup>2</sup>	

1 番は、令和元年 9 月 25 日相続であっせん希望はありません。  
 2 番は、令和元年 7 月 11 日相続によるもので、あっせん希望はありません。  
 3 番は、令和元年 9 月 19 日相続によるもので、あっせん希望はありません。  
 4 番は、令和元年 8 月 24 日相続によるもので、あっせん希望はありません。  
 以上、4 件につきまして報告いたします。

議 長 報告でございますので、ご了承ください。  
 それでは日程第 6 議案第 8 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部補佐 それでは、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明させていただきます。使用貸借が 1 件であります。

1 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	松原字手ノ子道北 809-3 はじめ 19 筆	
	地目地積	田 14 筆畑 5 筆で 25,984 m <sup>2</sup>	

以上 1 件につきまして農地法第 3 条第 2 項の各号に該当せず、許可要件を満たしており問題ないと思われまますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 ただいま事務局の説明が終わりました。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしく申し上げます。4 番高橋委員

高橋委員 1 番の案件でございますが、〇〇〇、〇〇〇は親子関係でございますので、なんら問題ないと思われまますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 これから質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当該委員の説明について、質問、意見等ありましたら、お願い致します。格別内容でしたら、承認することに賛成の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 挙手全員です。よって承認することに決定致しました。  
 それでは日程第 7 議案第 8 5 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部補佐        それでは、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について説明いたします。所有権移転が1件、新規の利用権設定が1件、再設定1件で、合計3件であります。

1	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字西原 5961	
	地目地積	田1筆で 435 m <sup>2</sup>	
2	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字栗田川原 6150 はじめ9筆	
	地目地積	田9筆で 23,848 m <sup>2</sup>	
3	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	上屋地字四ツ箆 394-1 はじめ2筆	
	地目地積	田2筆で 3,412 m <sup>2</sup>	

以上3件については、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており問題ないと思われまますので、問題ないかと思われまますので、ご検討の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議 長            ただいま事務局の説明が終わりました。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしくお願ひします。4番高橋委員

高橋委員        1番の案件でございますが、〇〇〇と〇〇〇は、以前から長年〇〇〇の土地を借りていましたが、〇〇〇には、後継者がいなく高齢でありますので、売買した方が良いということで、総額10万円と安いかもしれませんが、双方で話し合ったことありますので、ご承認お願ひ致します。

2番の案件でございますが、解約でもありましたが、〇〇〇が〇〇〇の土地を借りて作付していましたが、〇〇〇の息子さんが今度勤めているということで、規模を縮小したいということで、〇〇〇の方で借りることになりました。栗田川原、西原の土地があり、栗田川原の土地が作付には良い土地で、〇〇〇が1人の方と色々あたって、〇〇〇がすべてを引き受けるということで、借りることになりました。ご審議のほどお願ひいたします。

議 長            他にございませんか。7番安部委員

安部委員 3 番の案件ですが、再設定でありまして、現在までも耕作していて、何ら問題なく、これからも問題ないと思われまますので、よろしくご審議お願い致します。

議長 ただ今の説明において、ご意見、質問等ありましたら、お願い致します。格別ないようでしたら、賛成の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員で承認することに決定しました。以上で本日の議案は全て終了いたしました。第29回飯豊町農業委員会総会を終了いたします。ご苦勞様でした。  
( 午前9時53分閉会宣した。)

以上、会議の顛末を記載し内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和元年11月25日

議長 \_\_\_\_\_

署名委員 (6 番) \_\_\_\_\_

署名委員 (7 番) \_\_\_\_\_